

令和元年度

仕 様 書

クリーンセンター脱臭設備整備業務

環境局環境事業部 処理場管理事務所

業務主任 技術職員 井上 英明

仕 様 書

1 委託業務内容

本委託業務は、し尿処理の適正な運転を維持するために各設備の整備を行う。
このことにより、整備を実施した機器は、一年間は運転管理業務に支障を来たさないことを目的とし、点検・整備を行う。

- (1) 業 務 名 クリーンセンター脱臭設備整備業務
- (2) 業務場所 札幌市 クリーンセンター 札幌市手稲区手稲山口318番地
- (3) 委託期間 契約書に示す着手の日から 令和 2年 3月 31日まで

2 点検整備機器

- (1) 次亜塩注入ポンプ点検整備 3台
LK-32VC-02S
・ 交換部品リストに従い、部品交換、各部の点検、分解整備、試験調整を行う。
- (2) スケール防止剤注入ポンプ交換整備 2台
EB-1X、EB-7X
・ 交換部品リストに従い、交換、各部の点検、試験調整を行う。
- (3) 低濃度酸洗浄塔充填材交換整備 1塔
充填材テラレット
・ 交換部品リストに従い、部品交換、各部の点検、分解整備、試験調整を行う。
- (4) 換気ファン点検整備 2台
・ 交換部品リストに従い、部品交換、各部の点検、分解整備、試験調整を行う。
- (5) 洗濯室、脱衣室天井換気扇交換整備 2台
・ 交換部品リストに従い、交換、各部の点検、試験調整を行う。
- (6) 残留塩素計点検整備 2台
TR-1200(検出器)
・ 交換部品リストに従い、部品交換、各部の点検、分解整備、試験調整を行う。

3 共通仕様

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書について疑義が生じた場合、業務主任と協議のうえ決定すること。

(3) 提出書類

ア 業務着手時に提出

・業務着手届 2部 (業務責任者指定通知書、業務工程表含む)

イ 作業前に提出

・安全管理体制表 1部 ・連絡体制表 1部

・整備要領 1部

ウ 現場作業中に提出

・作業日報

エ 業務完了時に提出

・業務完了届 2部

・整備完了図書(整備報告書等)

A4版 2部

・整備写真(各整備毎に整備前、整備中、整備後の写真も提出すること) 2部

(4) 試運転調整

本委託業務において、整備または補修を行う機器については、整備または補修等の完了後、試運転調整を実施すること。

なお、試運転調整または点検等において、不良または不具合等が発生された場合は、直ちにその原因及び補修内容等を業務主任に報告すること。

また、補修に際しては、受託者はあらかじめ補修方法等について業務主任の承諾を受けた後に行うこと。

(5) 業務責任者

業務責任者は常駐とする。また、業務責任者はすべての業務を管理監督し、業務の遂行にあたっては業務主任および施設管理担当者と十分打合せを行うこと。

(6) 安全衛生管理

- ア 本委託業務に従事する作業員には、関係法令に基く安全教育を行うこと。
- イ 本委託業務中の危険防止対策を終始徹底し、労務災害の発生がないよう万全を期すること。
- ウ 関係法令等を遵守して安全及び衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

(7) 現場管理

本業務を施行するための資材置場等を必要とする場合は業務主任と十分協議し、整理整頓を励行し、火災及び盗難等事故防止に努めること。

(8) 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷または汚染が生じた場合は、受託者の責任で速やかに復旧すること。

(9) 廃材等の処分

廃材等が発生した場合は、市の指示により責任を持って処理すること。

(10) 環境負荷の低減

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- ア 電気・水道・油・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- イ ごみ減量・分別及びリサイクルに努めること。
- ウ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- オ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(11) その他

- ア 本業務の遂行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等については、受託者の責任において処理すること。
- イ 本仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議による。

